



令和7年7月25日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社福寿建設

期間: 令和7年7月25日から令和7年8月24日まで(1ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社福寿建設の会長らが法人税法違反で在宅起訴されたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

令和7年7月25日
近畿地方整備局

株式会社福寿建設に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社福寿建設の会長らは、令和2年9月から令和5年8月までの3年間、計約1億8600万円の所得を隠し、法人税など約4700万円を脱税したとして、令和7年4月30日、奈良地方検察庁から法人税法違反で在宅起訴された。

2. 指名停止措置理由

株式会社福寿建設の会長らが法人税法違反で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社福寿建設

奈良県香芝市真美ヶ丘5-18-21

代表取締役 福寿 猛

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年8月24日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。